

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：令和5年3月1日（令和5年（行情）諮問第225号），同年5月17日（同第393号），同年7月12日（同第607号）及び同年9月22日（同第842号）

答申日：令和6年12月25日（令和6年度（行情）答申第751号ないし754号）

事件名：「国家安全保障戦略等の改定」に関して行政文書ファイル等につづられた文書の一部開示決定に関する件

特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

「国家安全保障戦略等の改定」に関して行政文書ファイル等につづられた文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書（以下，順に「本件請求文書1」ないし「本件請求文書4」といい，併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し，別紙の3に掲げる各文書（以下，順に「文書1」ないし「文書373」といい，併せて「本件対象文書」という。）を特定し，その一部を不開示とした各決定については，本件対象文書を特定したことは妥当であるが，別表2に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，令和4年11月11日付け閣安保第465号，令和5年1月16日付け閣安保第20号，同年3月28日付け閣安保第162号及び同年6月13日付け閣安保第272号により国家安全保障局長（以下「処分庁」という。）が行った各一部開示決定（以下，順に「原処分1」ないし「原処分4」といい，併せて「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書1（原処分1について）

ア 一部に対する不開示決定の取消し。

記載された内容を精査し、支障が生じない部分については開示するべきである。

イ 他に文書がないか確認を求める。

テーマの重要性を鑑みると、特定された文書の数が少なすぎると思われるので、念のため確認を求めるものである。

(2) 審査請求書 2 (原処分 2 について)

ア 不開示処分の対象部分の特定を求める。

「不開示とした部分」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは、総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人には確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある（24 頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

イ及びウ 上記（1）ア及びイに同じ。

(3) 審査請求書 3 及び審査請求 4 (原処分 3 及び原処分 4 について)

ア 上記（1）アに同じ。

イ 上記（2）アに同じ。

ウ 上記（1）イに同じ。

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の趣旨について

(1) 原処分 1 について

本件は、審査請求人が行った本件請求文書 1 に係る行政文書開示請求に対して、処分庁において、令和 3 年 1 2 月 1 3 日付け閣安保第 3 8 9 号により法 1 1 条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用した上、令和 4 年 1 月 1 1 日付け閣安保第 1 4 号により請求内容に該当する行政文書の一部について開示決定等を行い、残りの部分について原処分を行ったところ、審査請求人から、「一部に対する不開示決定の取消し」及び「他に文書がないか確認を求める」といった趣旨の審査請求が提起されたものである。

(2) 原処分 2 について

本件は、審査請求人が行った本件請求文書 2 に係る行政文書開示請求に対して、令和 4 年 2 月 1 6 日付け閣安保第 6 7 号により法 1 1 条の規定

（開示決定等の期限の特例）を適用した上、令和４年３月１８日付け閣安保第１３０号により請求内容に該当する行政文書の一部について開示決定等を行い、残りの部分について原処分を行ったところ、審査請求人から、「不開示処分の対象部分の特定を求める。」、「一部に対する不開示決定の取消し。」及び「他に文書がないか確認を求める。」といった趣旨の審査請求が提起されたものである。

（３）原処分３について

本件は、審査請求人が行った本件請求文書３に係る行政文書開示請求に対して、令和４年４月２８日付け閣安保第１９８号により法１１条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用した上、令和４年５月３０日付け閣安保第２３６号により本件開示請求に該当する行政文書のうち相当の部分について開示決定等を行い、さらに、令和５年３月２８日付け閣安保第１６２号により残りの部分について原処分を行ったところ、審査請求人から、「一部に対する不開示決定の取消し。」、「不開示箇所の特定を求める。」及び「他に文書がないか確認を求める。」といった趣旨の審査請求が提起されたものである。

（４）原処分４について

本件は、審査請求人が行った本件請求文書４に係る行政文書開示請求に対して、令和４年７月１４日付け閣安保第３０９号により法１１条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用した上、令和４年８月１５日付け閣安保第３４１号により本件開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分について開示決定等を行い、さらに、令和５年６月１３日付け閣安保第２７２号により残りの行政文書について原処分を行ったところ、審査請求人から、「一部に対する不開示決定の取消し。」、「不開示箇所の特定を求める。」及び「他に文書がないか確認を求める。」といった趣旨の審査請求が提起されたものである。

２ 原処分の妥当性について

処分庁においては、原処分において、別紙の３に掲げる本件対象文書を特定した上、不開示箇所について適正に判断したと認められるところである。

また、処分庁において、改めて対象文書を探索の上、行政文書の特定を再度実施したが、原処分で特定した行政文書以外に本件各開示請求に該当する行政文書を保有しているとは認められない。

以上の点から、原処分は妥当である。

３ 審査請求人の主張について

（１）原処分１について

ア 「一部に対する不開示決定の取消し」との点については、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである」

旨主張している。

しかしながら、上記２のとおり、処分庁において、対象となる文書について開示の是非を慎重に判断したと認められるところである。

イ 「他に文書がないか確認を求める。」との点については、「審査請求人には確認するすべがないので、対象文書に漏れがないか、念のため確認を求める次第である。」旨主張している。

しかしながら、上記２のとおり、処分庁において、改めて対象文書を探索の上、行政文書の特定を再度実施したが、原処分１で特定した行政文書以外に本件各開示請求に該当する行政文書を保有しているとは認められない。

（２）原処分２について

ア 「不開示処分の対象部分の特定を求める。」との点については、「不開示とした部分」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。更に「情報公開事務処理の手引」が、「部分開示（部分不開示）の範囲（抵）が明確になるように開示を実施する必要がある」（２４頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。」旨主張している。

しかしながら、処分庁においては、上記２のとおり本件対象文書の不開示箇所について適正に判断したと認められるところである。

イ 上記（１）アに同じ。

ウ 上記（１）イに同じ。ただし、「原処分１」とあるのを「原処分２」と読み替える。

（３）原処分３について

ア 上記（１）アに同じ。

イ 上記（２）アに同じ。

ウ 上記（１）イに同じ。ただし、「原処分１」とあるのを「原処分３」と読み替える。

（４）原処分４について

ア 上記（１）アに同じ。

イ 上記（２）アに同じ。

ウ 上記（１）イに同じ。ただし、「原処分１」とあるのを「原処分４」と読み替える。

４ 結語

以上のとおり，原処分維持が適当であるとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件各諮問事件について，以下のとおり，併合し，調査審議を行った。

- | | |
|-------------|--|
| ① 令和5年3月1日 | 諮問の受理（令和5年（行情）諮問第225号） |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受（同上） |
| ③ 同月22日 | 審議（同上） |
| ④ 同年5月17日 | 諮問の受理（令和5年（行情）諮問第393号） |
| ⑤ 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受（同上） |
| ⑥ 同年6月6日 | 審議（同上） |
| ⑦ 同年7月12日 | 諮問の受理（令和5年（行情）諮問第607号） |
| ⑧ 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受（同上） |
| ⑨ 同年8月3日 | 審議（同上） |
| ⑩ 同年9月22日 | 諮問の受理（令和5年（行情）諮問第842号） |
| ⑪ 同日 | 諮問庁から理由説明書の収受（同上） |
| ⑫ 同年10月12日 | 審議（同上） |
| ⑬ 令和6年11月1日 | 本件対象文書の見分及び審議（令和5年（行情）諮問第225号，同第393号，同第607号及び同第842号） |
| ⑭ 同年12月19日 | 令和5年（行情）諮問第225号，同第393号，同第607号及び同第842号の併合並びに審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は，本件請求文書の開示を求めるものであり，処分庁は，本件対象文書を特定し，別表1のとおり，その一部を法5条1号，3号，5号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し，審査請求人は，文書の追加特定及び不開示部分の開示を求めており，処分庁は，原処分を妥当としていることから，以下，本件対象文書の見分結果を踏まえ，本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- （1）本件対象文書の特定について，当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ，諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件各開示請求の請求文言にいう「国家安全保障戦略等の改定」とは、令和３年１０月１９日に行われた岸田内閣総理大臣の記者会見において、「既に国家安全保障戦略等の改定を指示しており、いわゆる敵基地攻撃能力の保有も含め、あらゆる選択肢を検討するよう、本日、改めて確認しました」と発言したことを示していることから、本件各開示請求は、同発言により検討された「新たな国家安全保障戦略等の策定」に関する文書等の開示を求めているものと解した。

イ 処分庁は、本件各開示請求につき、法１１条による開示期限の延長を行い、相当の部分として、原処分１に係る１文書（別紙の２に掲げる文書１）、原処分２に係る１文書（別紙の２に掲げる文書２）、原処分３に係る１文書（別紙の２に掲げる文書３）及び原処分４に係る１文書（別紙の２に掲げる文書４）（以下、併せて「先行開示文書」という。）をそれぞれ特定し、令和４年１月１１日付け閣安保第１４号、同年３月１８日付け同第１３０号、同年５月３０日付け同第２３６号及び同年８月１５日付け同第３４１号により、それぞれ開示決定等を行い、その後、原処分１に係る７文書（別紙の３に掲げる文書１、文書２及び文書３６４ないし文書３６８）、原処分２に係る２５文書（別紙の３に掲げる文書１ないし文書４、文書６ないし文書１２、文書１８０、文書１８１、文書１８７、文書１８８、文書１９４、文書１９５、文書３６４ないし文書３７０及び文書３７３）、原処分３に係る２１４文書（別紙の３に掲げる文書１ないし文書９６、文書１８０ないし文書１８２、文書１８７ないし文書１８９、文書１９４ないし文書１９６、文書２０１ないし文書３０１、文書３６４ないし文書３７０及び文書３７３）及び原処分４に係る３７２文書（別紙の３に掲げる文書１ないし文書４、文書６ないし文書３７３）をそれぞれ特定し、その一部を不開示とする原処分を行った。

なお、本件各開示請求で特定した文書は、原処分１ないし原処分４において一部重複して開示決定等している。

ウ 本件対象文書のうち、文書１ないし文書５は、内閣官房長官会見発言要領、文書６ないし文書１７９は、国会答弁書、文書１８０ないし文書２００及び文書３６９ないし文書３７３は、国家安全保障会議及び同幹事会における会議資料並びに国家安全保障会議の議事録、並びに文書３６４ないし文書３６８は、国家安全保障戦略策定に関して、国の機関の内部における審議等のために作成した公にすることを前提としていない文書である。

なお、国家安全保障会議幹事会については、記録の作成を義務付ける規定等はなく、当該幹事会で使用した席上回収資料により、公文書等の管理に関する法律４条に定める「当該行政機関における経緯

も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができる」と判断したため、今回の開示請求に係る同幹事会の議事録は作成していない。

文書201ないし文書359は、有識者との意見交換会（以下「意見交換会」という。）の開催に係る対外公表資料、議事次第及び配席図等の会議資料、有識者の経費の支出等に関する資料、意見交換会の議事録並びに資料等、文書360ないし文書362は、日本維新の会に対する説明資料、文書363は、自由民主党から提出された提言書である。

エ 本件各審査請求を受け、念のため、関係部署の執務室内の書庫、書架及びパソコン上のファイル等の探索を改めて行ったが、先行開示文書及び本件対象文書の外に、本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) 当審査会事務局職員をして、「新たな国家安全保障戦略等の策定」に係る国家安全保障会議及び意見交換会について、首相官邸のウェブサイトを確認させたところ、本件各開示請求時点における国家安全保障会議については、令和3年11月26日、同年12月28日、令和4年1月28日、4月8日、同月25日、同年6月2日及び同月14日に開催され、意見交換会については、令和4年1月26日（第1回）、同年2月2日（第2回）、同月7日（第3回）、同月16日（第4回）、同月28日（第5回）、同年3月7日（第6回）、同月28日（第7回）、同年4月4日（第8回）、同月25日（第9回）、同年5月16日（第10回）及び同月30日（第11回）に開催されたものと認められる。

そうすると、上記（1）ア及びイの経緯で本件対象文書を特定し、先行開示文書及び本件対象文書の外に、本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかったなどとする上記（1）の諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえず、他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められない。また、上記（1）エの探索等に問題があるとも認められない。

したがって、国家安全保障局において、先行開示文書及び本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 別表1の番号1に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、政府関係者の非公表の直通電話番号、携帯電話番号及び内線番号が記載されていることが認められる。

当該不開示部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等を使用され、国の機関が必要とする緊急の連絡や部外との連絡に支障を来

すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 別表1の番号2に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、国家安全保障局職員の職員番号（ID）が記載されていることが認められる。

ア 当該部分を不開示とする理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該職員IDについては、当該部署に配置された者のみに与えられるものである。

当該職員IDを公にした場合、国家安全保障局が保有する端末やサーバーへのログインを容易ならしめるおそれがあり、いたずらや偽計等による業務妨害や不正アクセスを助長することにもなりかねず、国家安全保障局の業務の遂行に支障が生じるおそれがあることから、不開示とした。

イ 当該不開示部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用されるとともに、不正アクセスを助長するおそれがあり、国家安全保障局員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の説明に、不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、当該不開示部分は、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 別表1の番号3に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、質問議員の質問の趣旨や理由など公表されていない議員の活動に関する情報が記載されていると認められる。

ア 当該部分を不開示とする理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、次のとおり説明した。

当該不開示部分は、質問議員とのやり取りや議員事務所から公開を前提とせず入手した内容であり、これを一方的に公にすると、質問議員との信頼関係が損なわれ、国会質問対応等に必要な情報の取得が困難になるなど、今後の国会関連業務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示とした。

イ 当該不開示部分は、これを公にすることにより、質問議員との信頼関係が損なわれ、今後の国会関連業務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の上記アの諮問庁の説明は否定することはできず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、当該不開示部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(4) 別表 1 の番号 4 に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、国家安全保障会議の開催場所が記載されていることが認められる。

当該不開示部分は、これを公にすることにより、我が国の安全保障に関する重要事項を審議する会議の今後の開催場所が推察され、敵対する勢力等による妨害や対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、国家安全保障会議の開催に支障を来し、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法 5 条 3 号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(5) 別表 1 の番号 5 に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、官邸等の政府庁舎の執務区画に関する情報が具体的に記載されていることが認められる。

当該不開示部分は、これを公にすることにより、官邸等の政府庁舎内において我が国の安全保障に関する重要事項等を検討する会議室等の執務室の構成や配置を推察することが可能となり、敵対する勢力等による妨害や対抗措置を講ずることを容易ならしめ、我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法 5 条 3 号に該当し、同条 6 号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(6) 別表 1 の番号 6 に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、当該文書の取扱区分等が記載されていることが認められる。

当該不開示部分は、これを公にすることにより、国家安全保障会議の各回の議事内容の秘匿度等が明らかとなり、同会議の議題や日程等の公開された情報と照合することによって、我が国の安全保障上の関心事項、情報収集能力等が推察されるなど、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法 5 条 3 号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(7) 別表 1 の番号 7 に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、公にしていない政府内の連絡手段に関する情報が記載されていることが認められる。

ア 当該部分を不開示とする理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該不開示部分は、公にしていない国家安全保障局における連絡手段の取扱いや設置場所に関する情報であり、これを公にすれば、政府内の連絡手段が推察され、敵対する勢力による妨害や対抗措置を容易ならしめ、政府関係者間の連絡が途絶されるおそれがあることから不開示とした。

イ 当該不開示部分を公にすることにより、政府内の緊急事態に対する連絡手段が明らかとなり、敵対する勢力等による妨害や対抗措置を講ずることを容易ならしめ、政府関係者の連絡が途絶されるなどのおそれがあるとする上記アの諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、当該不開示部分は、これを公にすることにより、政府内の業務に支障が生じ、ひいては、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(8) 別表1の番号8に掲げる部分について

当該不開示部分には、国家安全保障会議における具体的な議事内容がそれぞれ記載されていることが認められる。

当該不開示部分は、これを公にすることにより、我が国の安全保障に関する情報関心、情報収集能力等が推察され、国の安全が害されるおそれ及び他国等との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(9) 別表1の番号9に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換会における有識者の発言内容の詳細が記載されていることが認められる。

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

本件意見交換会は、新たな国家安全保障戦略等の策定に向け、有識者から知見を伺うために非公開を前提として行われたものであり、検討内容の詳細、出席した有識者の発言内容及び有識者が作成・配布した資料等については対外公表をしていない。

当該不開示部分は、新たな国家安全保障戦略等の策定に関わる具体的な検討内容及び有識者の見解に関する情報であり、これを公にすれば、国家安全保障上の関心事項等が推察され、敵対する勢力等による妨害や対抗措置を講ずることを容易ならしめ、国の安全が害されるおそれがあり、また検討の経緯や未成熟な検討内容が明らかとなることで、今後の同種の意見交換会等において参加する有識者が率直な意見をちゅうちょし、自由かつつな議論に支障を来すなど、政府部内の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあることから不開示とした。

イ 当審査会事務局職員をして首相官邸ウェブサイトを確認させたところ

ろ、当該意見交換会は、新たな国家安全保障戦略等の策定に資するため、有識者の忌たんのない意見を求めることを目的に非公開で開催され、その議事要旨は、発言者名を付さない議事概要が掲載されていることが認められる。

意見交換会の開催趣旨、運営方法及び有識者が作成した資料を用いて発言していることを踏まえれば、当該不開示部分のうち、別表２の番号１、番号２及び番号４に掲げる部分を除く部分については、これを公にすることにより、特定の有識者の具体的な発言内容や検討段階の未成熟な情報等が明らかとなり、将来の同種の意見交換会等に参加する有識者が率直な意見をちゅうちょし、自由かつたつな議論に支障を来すなど、政府部内の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがある旨の上記アの諮問庁の説明は否定し難い。

よって、当該不開示部分は、法５条５号に該当し、同条３号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

ウ しかしながら、別表２の番号１、番号２及び番号４に掲げる部分については、原処分において既に開示されている部分から容易に推測できる内容が記載されていることから、当該部分を公にしたとしても、国家安全保障上の関心事項等が推察され、敵対する勢力等による妨害や対抗措置を講ずることを容易ならしめ、国の安全が害されるおそれがあるとは認められない。また、参加する有識者の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあるとは認められないことから、当該不開示部分は法５条３号及び５号のいずれにも該当せず、開示すべきである。

(１０) 別表１の番号１０に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、意見交換会に出席した特定の有識者の生年、現住所、電話番号、メールアドレス、謝金振込口座、学歴及び職歴等に関する情報が記載されていることが認められる。

ア 当該不開示部分のうち、別表２の番号３に掲げる部分を除く部分については、いずれも法５条１号本文前段の個人に関する情報であって、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められず、さらに、個人識別部分に該当すると認められることから、法６条２項による部分開示の余地はなく、同号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ しかしながら、別表２の番号３に掲げる部分については、当審査会事務局職員をして確認させたところ、当該特定有識者が所属する研究所等のウェブサイト上に同旨の情報が掲載されていると認められることから、当該部分は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると認められ、法５条１号ただし書イ

に該当し、同号に該当しないため、開示すべきである。

(1 1) 別表 1 の番号 1 1 に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、特定有識者に随行する非政府関係者の氏名が記載されていると認められる。

当該不開示部分は、法 5 条 1 号本文前段に規定する個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであると認められる。

法 5 条 1 号ただし書該当性について検討すると、当該情報については、諮問庁において、公表した事実はなく、将来的に公表する予定もないとのことであることから、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえず、同号ただし書イに該当するとは認められない。また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も存しない。

したがって、当該不開示部分については、法 5 条 1 号の不開示情報に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当である。

(1 2) 別表 1 の番号 1 2 に掲げる不開示部分について

当該各文書は、新たな国家安全保障戦略等の策定のために作成された文書であり、政府部内の検討の経緯及び協議内容等の詳細が記載されていることが認められる。

ア 当該各文書を不開示とする理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該各文書は、新たな国家安全保障戦略等の策定のための政府内の検討及び協議に関連する公にすることを前提としない文書であり、戦略の策定に向けた検討の経緯、協議内容及びそれらの内容の推認を可能とする情報が記載されている。

これらを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項、情報収集能力等が推察されることとなり、敵対する勢力等からの妨害や対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれ及び他国又は国際機関との交渉上の不利益を被るおそれがあるとともに、政府内の検討の経緯や未成熟な検討内容が明らかとなり、今後の同種の検討における率直な意見交換に支障を来すおそれがあるため不開示とした。

イ 当該各文書は、国の機関の内部における検討及び協議に関連する文書であって、これを公にすることにより、新たな国家安全保障等の検討の経緯等や未成熟な検討内容が明らかとなり、将来の同種の検討作業において政府部内での自由かつつな議論に支障を来すなどの上記アの諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、当該各文書は、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、その全部を不開示としたことは妥当である。

(13) 別表1の番号13に掲げる不開示部分について

当該各文書は、国家安全保障会議における席上回収資料であると認められる。

当該各文書は、当該国家安全保障会議の議事内容と密接に関連した資料と認められるので、同議事内容とあいまって、これを公にすることにより、我が国の安全保障に関する情報関心、情報収集能力等が推察され、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、その全体が法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、その全部を不開示としたことは妥当である。

(14) 別表1の番号14に掲げる不開示部分について

当該文書は、国家安全保障会議の幹事会における席上回収資料であり、これらの会議における具体的な検討、協議の内容について推認が可能となる情報等が記載されていることが認められる。

当該文書は、国の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、これを公にすることにより、今後同種の検討作業において政府部内での自由かつたつな議論に支障を来す等、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められることから、その全体が法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、その全部を不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号、5号及び6号に該当するとして不開示とした各決定については、国家安全保障局において、先行開示文書及び本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分のうち、別表2に掲げる部分を除く部分は、同条1号、3号、5号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別表2に掲げる部分は、同条1号、3号及び5号のいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子，委員 太田匡彦，委員 佐藤郁美

別紙

1 本件請求文書

本件請求文書 1 「国家安全保障戦略等の改定」に関して行政文書ファイル等につづられた文書の全て。【ウラを御参照下さい。】

本件請求文書 2 「国家安全保障戦略等の改定」に関して行政文書ファイル等につづられた文書のうち閣安保第 1 4 号で「残りの部分」とされた全て、及び 2 0 2 1 年 1 1 月 1 0 日付け請求「『国家安全保障戦略等の改定』に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て」の後につづられた文書の全て。

本件請求文書 3 「国家安全保障戦略等の改定」に関して行政文書ファイル等につづられた文書のうち閣安保第 1 3 0 号で「残りの部分」とされた全て、及び当該決定の後につづられた文書の全て。

本件請求文書 4 「国家安全保障戦略等の改定」に関して行政文書ファイル等につづられた文書のうち閣安保第 2 3 6 号で「残りの部分」とされた全て、及び当該決定の後につづられた文書の全て。

2 先行開示文書

文書 1 内閣官房長官会見発言要領（令和 3 年 1 0 月 1 5 日）

文書 2 官房長官会見応答要領（令和 3 年 1 1 月 1 9 日）

文書 3 官房長官会見発言要領（令和 4 年 2 月 1 0 日）

文書 4 内閣官房長官会見発言要領（令和 4 年 3 月 2 8 日）

3 本件対象文書

文書 1 内閣官房長官会見発言要領（令和 3 年 1 0 月 1 7 日）

文書 2 内閣官房長官会見発言要領（令和 3 年 1 1 月 8 日）

文書 3 内閣官房長官会見発言要領（令和 3 年 1 2 月 2 日）

文書 4 内閣官房長官会見発言要領（令和 3 年 1 2 月 2 0 日）

文書 5 内閣官房長官会見発言要領（令和 4 年 3 月 2 8 日）

文書 6 国会答弁資料（令和 3 年 1 2 月 1 0 日）参・本会議 野上浩太郎議員 対総理問 1 6

文書 7 国会答弁資料（令和 3 年 1 2 月 1 0 日）参・本会議 小林正夫議員 対総理問 1 1

文書 8 国会答弁資料（令和 3 年 1 2 月 1 4 日）衆・予算委 逢坂誠二議員 対総理問 7

文書 9 国会答弁資料（令和 3 年 1 2 月 1 5 日）衆・予算委 前原誠司議

員 対総理想定問 5

文書 1 0 国会答弁資料（令和 3 年 1 2 月 1 7 日）参・予算委 山本香苗
議員 対総理問 6

文書 1 1 国会答弁資料（令和 3 年 1 2 月 1 7 日）参・予算委 山本香苗
議員 対官房長官問 2

文書 1 2 国会答弁資料（令和 3 年 1 2 月 1 7 日）参・予算委 山本香苗
議員 対大臣問 2

文書 1 3 国会答弁資料（令和 4 年 1 月 1 9 日）衆・本会議 泉健太議員
対総理問 2 1

文書 1 4 国会答弁資料（令和 4 年 1 月 1 9 日）衆・本会議 梶山弘志議
員 対総理問 3

文書 1 5 国会答弁資料（令和 4 年 1 月 2 1 日）参・本会議 宇都隆史議
員 対総理問 1 4

文書 1 6 国会答弁資料（令和 4 年 1 月 2 1 日）参・本会議 宇都隆史議
員 対大臣問 1

文書 1 7 国会答弁資料（令和 4 年 1 月 2 4 日）衆・予算委 宮澤博行議
員 対総理問 2

文書 1 8 国会答弁資料（令和 4 年 1 月 2 4 日）衆・予算委 宮澤博行議
員 対総理問 3

文書 1 9 国会答弁資料（令和 4 年 1 月 2 4 日）衆・予算委 泉健太議員
対総理想定問 2 0

文書 2 0 国会答弁資料（令和 4 年 1 月 2 5 日）衆・予算委 前原誠司議
員 対総理想定問 1 7

文書 2 1 国会答弁資料（令和 4 年 1 月 2 5 日）衆・予算委 前原誠司議
員 対総理想定問 1 8

文書 2 2 国会答弁資料（令和 4 年 1 月 2 6 日）衆・予算委 穀田恵二議
員 対総理問 1

文書 2 3 国会答弁資料（令和 4 年 1 月 2 6 日）衆・予算委 穀田恵二議
員 対総理問 2

文書 2 4 国会答弁資料（令和 4 年 1 月 2 6 日）衆・予算委 中谷真一議
員 対総理問 4

文書 2 5 国会答弁資料（令和 4 年 1 月 2 8 日）衆・予算委 重徳和彦議
員 対大臣問 3

文書 2 6 国会答弁資料（令和 4 年 1 月 3 1 日）衆・予算委 城井崇議員
対総理問 1

文書 2 7 国会答弁資料（令和 4 年 1 月 3 1 日）衆・予算委 城井崇議員
対大臣問 1

文書 2 8 国会答弁資料（令和 4 年 1 月 3 1 日）衆・予算委 城井崇議員

- 対大臣想定問 2
- 文書 2 9 国会答弁資料（令和 4 年 2 月 7 日）衆・予算委 後藤祐一議員
対総理想定問 4
- 文書 3 0 国会答弁資料（令和 4 年 2 月 7 日）衆・予算委 後藤祐一議員
対大臣想定問 2
- 文書 3 1 国会答弁資料（令和 4 年 2 月 7 日）衆・予算委 後藤祐一議員
対総理想定問 5
- 文書 3 2 国会答弁資料（令和 4 年 2 月 9 日）衆・内閣委 浅野哲議員
対大臣問 1
- 文書 3 3 国会答弁資料（令和 4 年 2 月 1 6 日）衆・予算委 小山展弘議員
対大臣問 1
- 文書 3 4 国会答弁資料（令和 4 年 2 月 1 7 日）衆・予算委第 1 分科会
末松義規議員 対大臣問 2
- 文書 3 5 国会答弁資料（令和 4 年 2 月 1 7 日）衆・予算委第 1 分科会
末松義規議員 対大臣問 3
- 文書 3 6 国会答弁資料（令和 4 年 2 月 1 7 日）衆・予算委第 1 分科会
末松義規議員 対大臣問 5
- 文書 3 7 国会答弁資料（令和 4 年 2 月 1 8 日）衆・予算委 岩屋毅議員
対総理問 6
- 文書 3 8 国会答弁資料（令和 4 年 2 月 1 8 日）衆・予算委 玄葉光一郎
議員 対総理問 4
- 文書 3 9 国会答弁資料（令和 4 年 2 月 2 4 日）参・予算委 小西洋之議員
対総理問 7
- 文書 4 0 国会答弁資料（令和 4 年 2 月 2 8 日）参・予算委 佐藤正久議員
対総理問 8
- 文書 4 1 国会答弁資料（令和 4 年 2 月 2 8 日）参・予算委 佐藤正久議員
対官房長官問 4
- 文書 4 2 国会答弁資料（令和 4 年 2 月 2 8 日）参・予算委 田島麻衣子
議員 対総理問 6
- 文書 4 3 国会答弁資料（令和 4 年 2 月 2 8 日）参・予算委 田島麻衣子
議員 対大臣問 2
- 文書 4 4 国会答弁資料（令和 4 年 2 月 2 8 日）参・予算委 鈴木宗男議員
対総理問 9
- 文書 4 5 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 1 日）参・予算委 小西洋之議員
対大臣問 1
- 文書 4 6 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 1 日）参・予算委 小西洋之議員
対大臣問 2
- 文書 4 7 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 2 日）参・予算委 山添拓議員

対総理問 5

文書 4 8 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 2 日）参・予算委 山添拓議員
対政府参考人問 5

文書 4 9 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 2 日）参・予算委 山添拓議員
対大臣問 1

文書 5 0 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 2 日）参・予算委 石井苗子議員
対総理問 6

文書 5 1 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 2 日）参・予算委 佐藤啓議員
対官房長官問 1

文書 5 2 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 8 日）衆・本会議 美延映夫議員
対官房長官問 4

文書 5 3 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 8 日）参・内閣委 柴田巧議員
対官房長官問 2

文書 5 4 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 8 日）参・内閣委 柴田巧議員
対政府参考人問 2

文書 5 5 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 8 日）参・内閣委 磯崎哲史議員
対大臣問 1

文書 5 6 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 8 日）参・外防委 音喜多駿議員
対大臣問 1

文書 5 7 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 8 日）参・外防委 音喜多駿議員
対大臣問 2

文書 5 8 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 8 日）参・外防委 高橋光男議員
対政府参考人問 6

文書 5 9 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 8 日）参・予算委 小西洋之議員
対大臣問 2

文書 6 0 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 8 日）参・予算委 小西洋之議員
対大臣問 3

文書 6 1 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 8 日）参・外防委 武見敬三議員
対大臣問 2

文書 6 2 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 9 日）参・予算委 小沼巧議員
対大臣問 1

文書 6 3 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 9 日）衆・財金委 赤木正幸議員
対政府参考人問

文書 6 4 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 10 日）参・予算委 松川るい議
員 対大臣問 1

文書 6 5 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 10 日）参・予算委 松川るい議
員 対大臣問 4

文書 6 6 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 10 日）参・予算委 松川るい議

員 対大臣問 5		
文書 6 7	国会答弁資料（令和 4 年 3 月 1 0 日）衆・安保委 議員 対大臣問 1	國場幸之助
文書 6 8	国会答弁資料（令和 4 年 3 月 1 1 日）衆・外務委 員 対副大臣問 1	穀田恵二議員
文書 6 9	国会答弁資料（令和 4 年 3 月 1 1 日）衆・外務委 員 対副大臣問 2	穀田恵二議員
文書 7 0	国会答弁資料（令和 4 年 3 月 1 4 日）参・予算委 員 対総理問 1	青山繁晴議員
文書 7 1	国会答弁資料（令和 4 年 3 月 1 4 日）参・予算委 員 対政府参考人問	青山繁晴議員
文書 7 2	国会答弁資料（令和 4 年 3 月 1 4 日）参・予算委 員 対政府参考人問 1	青山繁晴議員
文書 7 3	国会答弁資料（令和 4 年 3 月 1 5 日）参・財金委 対政府参考人問 4－1	浜田聡議員
文書 7 4	国会答弁資料（令和 4 年 3 月 1 5 日）参・財金委 対政府参考人問 4－3	浜田聡議員
文書 7 5	国会答弁資料（令和 4 年 3 月 1 5 日）衆・安保委 員 対政府参考人問	美延映夫議員
文書 7 6	国会答弁資料（令和 4 年 3 月 1 5 日）衆・安保委 議員 対大臣想定問 8	玄葉光一郎
文書 7 7	国会答弁資料（令和 4 年 3 月 1 5 日）衆・安保委 議員 対大臣想定問 9	玄葉光一郎
文書 7 8	国会答弁資料（令和 4 年 3 月 1 5 日）衆・安保委 議員 対大臣想定問 1 0	玄葉光一郎
文書 7 9	国会答弁資料（令和 4 年 3 月 1 5 日）衆・安保委 員 対大臣問 1 0	徳永久志議員
文書 8 0	国会答弁資料（令和 4 年 3 月 1 5 日）衆・安保委 員 対政務官・政府参考人問 4	徳永久志議員
文書 8 1	国会答弁資料（令和 4 年 3 月 1 6 日）参・外防委 員 対大臣問 1	音喜多駿議員
文書 8 2	国会答弁資料（令和 4 年 3 月 1 6 日）参・外防委 員 対大臣問 5	音喜多駿議員
文書 8 3	国会答弁資料（令和 4 年 3 月 1 7 日）衆・本会議 員 対総理問 1	青柳仁士議員
文書 8 4	国会答弁資料（令和 4 年 3 月 1 8 日）参・本会議 員 対大臣問 3	音喜多駿議員
文書 8 5	国会答弁資料（令和 4 年 3 月 1 8 日）参・予算委	田島麻衣子

議員 対大臣問 2

文書 8 6 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 2 4 日）参・外防委 伊波洋一議員 対大臣問 8

文書 8 7 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 2 4 日）参・外防委 伊波洋一議員 対大臣問 1 2

文書 8 8 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 2 4 日）参・外防委 伊波洋一議員 対政府参考人問 2

文書 8 9 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 2 4 日）参・外防委 音喜多駿議員 対政府参考人問 1

文書 9 0 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 2 4 日）参・外防委 音喜多駿議員 対政府参考人問 2

文書 9 1 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 2 4 日）参・外防委 音喜多駿議員 対政府参考人問 3

文書 9 2 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 2 4 日）参・外防委 田島麻衣子議員 対副長官問

文書 9 3 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 2 4 日）参・外防委 田島麻衣子議員 対大臣問 1 1

文書 9 4 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 2 4 日）参・外防委 田島麻衣子議員 対大臣問 1 2

文書 9 5 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 2 9 日）参・内閣委 古賀友一郎議員 対副長官問 1

文書 9 6 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 2 9 日）参・内閣委 古賀友一郎議員 対政府参考人問 1

文書 9 7 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 3 1 日）参・外防委 音喜多駿議員 対政府参考人問 1

文書 9 8 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 3 1 日）参・外防委 音喜多駿議員 対政府参考人問 2

文書 9 9 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 3 1 日）参・外防委 音喜多駿議員 対政府参考人問 3

文書 1 0 0 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 3 1 日）衆・本会議 藤田文武議員 対総理問 1・2

文書 1 0 1 国会答弁資料（令和 4 年 4 月 6 日）衆・内閣委 塩川鉄也議員 対総理問 1

文書 1 0 2 国会答弁資料（令和 4 年 4 月 8 日）衆・拉致特委 笠井亮議員 対官房長官問 2

文書 1 0 3 国会答弁資料（令和 4 年 4 月 1 2 日）参・外防委 井上哲士議員 対副長官問 1

文書 1 0 4 国会答弁資料（令和 4 年 4 月 1 2 日）参・外防委 井上哲士

議員 対副長官問 2

文書 1 0 5 国会答弁資料（令和 4 年 4 月 1 2 日）参・外防委 井上哲士
議員 対大臣問 1

文書 1 0 6 国会答弁資料（令和 4 年 4 月 1 2 日）参・外防委 井上哲士
議員 対大臣問 2

文書 1 0 7 国会答弁資料（令和 4 年 4 月 1 2 日）衆・本会議 藤巻健太
議員 対総理問 9

文書 1 0 8 国会答弁資料（令和 4 年 4 月 1 3 日）参・本会議 宇都隆史
議員 対総理問 2

文書 1 0 9 国会答弁資料（令和 4 年 4 月 1 3 日）参・本会議 宇都隆史
議員 対小林大臣問 2

文書 1 1 0 国会答弁資料（令和 4 年 4 月 1 3 日）参・本会議 柴田巧議
員 対総理問 2

文書 1 1 1 国会答弁資料（令和 4 年 4 月 1 3 日）衆・外務委 岡田克也
議員 対大臣・政府参考人問 6

文書 1 1 2 国会答弁資料（令和 4 年 4 月 1 5 日）参・本会議 小野田紀
美議員 対総理問 1

文書 1 1 3 国会答弁資料（令和 4 年 4 月 1 5 日）参・本会議 大塚耕平
議員 対総理問 6

文書 1 1 4 国会答弁資料（令和 4 年 4 月 2 1 日）衆・沖北特委 伊東良
孝議員 対政務官問

文書 1 1 5 国会答弁資料（令和 4 年 4 月 2 6 日）衆・安保委 篠原豪議
員 対大臣・政府参考人問 6

文書 1 1 6 国会答弁資料（令和 4 年 4 月 2 6 日）衆・安保委 篠原豪議
員 対大臣問 6

文書 1 1 7 国会答弁資料（令和 4 年 4 月 2 6 日）衆・安保委 篠原豪議
員 対大臣問 7

文書 1 1 8 国会答弁資料（令和 4 年 4 月 2 6 日）衆・安保委 太栄志議
員 対大臣問 6

文書 1 1 9 国会答弁資料（令和 4 年 4 月 2 6 日）衆・安保委 太栄志議
員 対大臣問 8

文書 1 2 0 国会答弁資料（令和 4 年 4 月 2 6 日）衆・安保委 堀井健智
議員 対大臣問 8

文書 1 2 1 国会答弁資料（令和 4 年 4 月 2 6 日）衆・安保委 堀井健智
議員 対大臣問 9

文書 1 2 2 国会答弁資料（令和 4 年 4 月 2 7 日）衆・外務委 穀田恵二
議員 対副大臣問 1

文書 1 2 3 国会答弁資料（令和 4 年 4 月 2 7 日）衆・外務委 穀田恵二

	議員 対副大臣問 2	
文書 1 2 4	国会答弁資料（令和 4 年 4 月 2 7 日）衆・外務委	穀田恵二
	議員 対副大臣問 3	
文書 1 2 5	国会答弁資料（令和 4 年 4 月 2 7 日）衆・外務委	穀田恵二
	議員 対副大臣問 4	
文書 1 2 6	国会答弁資料（令和 4 年 4 月 2 7 日）衆・外務委	青柳仁士
	議員 対大臣・政府参考人問 4	
文書 1 2 7	国会答弁資料（令和 4 年 4 月 2 8 日）参・外防委	井上哲士
	議員 対大臣問 2	
文書 1 2 8	国会答弁資料（令和 4 年 4 月 2 8 日）参・外防委	上田清司
	議員 対大臣問 2	
文書 1 2 9	国会答弁資料（令和 4 年 4 月 2 8 日）参・内閣委	浜田昌良
	議員 対総理問 1	
文書 1 3 0	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 1 7 日）参・外防委	佐藤正久
	議員 対副長官問 1	
文書 1 3 1	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 1 7 日）参・外防委	佐藤正久
	議員 対政府参考人問 1	
文書 1 3 2	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 1 7 日）参・外防委	佐藤正久
	議員 対副大臣問 2	
文書 1 3 3	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 1 7 日）参・外防委	小西洋之
	議員 対大臣問 3	
文書 1 3 4	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 5 日）参・本会議	田村智子
	議員 対総理問 3	
文書 1 3 5	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 5 日）参・本会議	白眞勲議員
	議員 対総理問 5	
文書 1 3 6	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 5 日）衆・本会議	金村龍那
	議員 対総理問 1	
文書 1 3 7	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 5 日）衆・本会議	金村龍那
	議員 対総理問 2	
文書 1 3 8	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 5 日）衆・本会議	重徳和彦
	議員 対総理問 2	
文書 1 3 9	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 6 日）衆・予算委	小野寺五
	典議員 対総理問 2	
文書 1 4 0	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 6 日）衆・予算委	小野寺五
	典議員 対総理問 3	
文書 1 4 1	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 6 日）衆・予算委	小野寺五
	典議員 対官房長官問 1	
文書 1 4 2	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 6 日）衆・予算委	小野寺五

典議員 対大臣問 4		
文書 1 4 3	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 6 日）衆・予算委	小野寺五
典議員 対政府参考人問 1		
文書 1 4 4	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 6 日）衆・予算委	泉健太議
員 対総理想定問 1 0		
文書 1 4 5	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 6 日）衆・予算委	泉健太議
員 対大臣想定問 1		
文書 1 4 6	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 7 日）衆・予算委	宮本徹議
員 対総理問 7		
文書 1 4 7	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 7 日）衆・予算委	宮本徹議
員 対大臣問		
文書 1 4 8	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 7 日）衆・予算委	緒方林太
郎議員 対総理問 4		
文書 1 4 9	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 7 日）衆・予算委	緒方林太
郎議員 対大臣問 2		
文書 1 5 0	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 7 日）衆・予算委	青柳仁士
議員 対総理問 2		
文書 1 5 1	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 7 日）衆・予算委	青柳仁士
議員 対大臣問 2		
文書 1 5 2	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 7 日）衆・予算委	大串博志
議員 対総理問 4		
文書 1 5 3	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 7 日）衆・予算委	大串博志
議員 対総理問 5		
文書 1 5 4	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 7 日）衆・予算委	大串博志
議員 対大臣問 1		
文書 1 5 5	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 7 日）衆・予算委	大串博志
議員 対大臣問 2		
文書 1 5 6	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 3 0 日）参・予算委	三浦信祐
議員 対総理問 4		
文書 1 5 7	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 3 0 日）参・予算委	三浦信祐
議員 対大臣問 1		
文書 1 5 8	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 3 0 日）参・予算委	小西洋之
議員 対総理問 8		
文書 1 5 9	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 3 1 日）参・予算委	小池晃議
員 対総理問 6		
文書 1 6 0	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 3 1 日）参・予算委	小池晃議
員 対総理問 7		
文書 1 6 1	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 3 1 日）参・予算委	小池晃議

員 対大臣問 1
 文書 1 6 2 国会答弁資料（令和 4 年 5 月 3 1 日）参・予算委 小池晃議員
 員 対大臣問 6
 文書 1 6 3 国会答弁資料（令和 4 年 6 月 1 日）衆・予算委 泉健太議員
 対大臣想定問 2
 文書 1 6 4 国会答弁資料（令和 4 年 6 月 1 日）衆・予算委 泉健太議員
 対大臣想定問 3
 文書 1 6 5 国会答弁資料（令和 4 年 6 月 2 日）参・外防委 上田清司議員
 員 対大臣問 1
 文書 1 6 6 国会答弁資料（令和 4 年 6 月 2 日）参・外防委 田島麻衣子議員
 議員 対大臣問 1
 文書 1 6 7 国会答弁資料（令和 4 年 6 月 3 日）参・予算委 白眞勲議員
 対総理問 5
 文書 1 6 8 国会答弁資料（令和 4 年 6 月 3 日）参・予算委 福山哲郎議員
 員 対総理問 4
 文書 1 6 9 国会答弁資料（令和 4 年 6 月 3 日）参・予算委 福山哲郎議員
 員 対総理問 6
 文書 1 7 0 国会答弁資料（令和 4 年 6 月 3 日）参・予算委 福山哲郎議員
 員 対政府参考人問 6
 文書 1 7 1 国会答弁資料（令和 4 年 6 月 3 日）参・予算委 片山さつき議員
 議員 対総理問 3
 文書 1 7 2 国会答弁資料（令和 4 年 6 月 3 日）衆・安保委 岩谷良平議員
 員 対大臣問 4
 文書 1 7 3 国会答弁資料（令和 4 年 6 月 3 日）衆・安保委 岩谷良平議員
 員 対大臣問 5
 文書 1 7 4 国会答弁資料（令和 4 年 6 月 3 日）衆・安保委 玄葉光一郎議員
 議員 対大臣想定問 3
 文書 1 7 5 国会答弁資料（令和 4 年 6 月 3 日）衆・安保委 玄葉光一郎議員
 議員 対大臣想定問 5
 文書 1 7 6 国会答弁資料（令和 4 年 6 月 3 日）衆・安保委 美延映夫議員
 員 対大臣問 5
 文書 1 7 7 国会答弁資料（令和 4 年 6 月 3 日）衆・安保委 美延映夫議員
 員 対政府参考人問 6
 文書 1 7 8 国会答弁資料（令和 4 年 6 月 1 3 日）参・決算委 杉尾秀哉議員
 議員 対総理想定問 4
 文書 1 7 9 国会答弁資料（令和 4 年 6 月 1 3 日）参・決算委 杉尾秀哉議員
 議員 対総理想定問 5
 文書 1 8 0 「国家安全保障会議資料」国家安全保障会議の開催について

- 【四大臣会合】（令和3年11月26日）
- 文書181 「国家安全保障会議資料」国家安全保障会議の開催について
【四大臣会合】（令和3年12月28日）
- 文書182 「国家安全保障会議資料」国家安全保障会議の開催について
【四大臣会合】（令和4年1月28日）
- 文書183 「国家安全保障会議資料」国家安全保障会議の開催について
【四大臣会合】（令和4年4月8日）
- 文書184 「国家安全保障会議資料」国家安全保障会議の開催について
【四大臣会合】（令和4年4月25日）
- 文書185 「国家安全保障会議資料」国家安全保障会議の開催について
【四大臣会合】（令和4年6月2日）
- 文書186 「国家安全保障会議資料」国家安全保障会議の開催について
【四大臣会合】（令和4年6月14日）
- 文書187 国家安全保障会議議事の記録【四大臣会合】（令和3年11月26日）
- 文書188 国家安全保障会議議事の記録【四大臣会合】（令和3年12月28日）
- 文書189 国家安全保障会議議事の記録【四大臣会合】（令和4年1月28日）
- 文書190 国家安全保障会議議事の記録【四大臣会合】（令和4年4月8日）
- 文書191 国家安全保障会議議事の記録【四大臣会合】（令和4年4月25日）
- 文書192 国家安全保障会議議事の記録【四大臣会合】（令和4年6月2日）
- 文書193 国家安全保障会議議事の記録【四大臣会合】（令和4年6月14日）
- 文書194 「国家安全保障会議資料」内閣官房長官応答要領案（令和3年11月26日）
- 文書195 「国家安全保障会議資料」内閣官房長官応答要領案（令和3年12月28日）
- 文書196 「国家安全保障会議資料」内閣官房長官応答要領案（令和4年1月28日）
- 文書197 「国家安全保障会議資料」内閣官房長官応答要領案（令和4年4月8日）
- 文書198 「国家安全保障会議資料」内閣官房長官応答要領案（令和4年4月25日）
- 文書199 「国家安全保障会議資料」内閣官房長官応答要領案（令和4

年6月2日)

- 文書200 「国家安全保障会議資料」内閣官房長官応答要領案（令和4年6月14日）
- 文書201 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換 実施前貼り出し
- 文書202 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換 実施前HP公表
- 文書203 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第1回）出席に係る経費の支出について
- 文書204 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第1回） 議事次第
- 文書205 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第1回） 配席図
- 文書206 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第1回） 事後対外応答要領
- 文書207 本意見交換に係る情報保全等について
- 文書208 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第1回） 資料1
- 文書209 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第1回） 資料2
- 文書210 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第1回） 議事概要（発言者名なし）
- 文書211 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第1回） 議事概要（発言者名あり）
- 文書212 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第1回） 貼り出し
- 文書213 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第1回） HP公表
- 文書214 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第2回）出席に係る経費の支出について
- 文書215 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第2回） 議事次第
- 文書216 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第2回） 配席図
- 文書217 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第2回） 事後対外応答要領
- 文書218 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第2回） VTC想定問

- 文書 2 1 9 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 2 回） 議事進行要領
- 文書 2 2 0 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 2 回） 局長冒頭発言案
- 文書 2 2 1 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 2 回） 議論の主な視点
- 文書 2 2 2 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 2 回） 資料 1
- 文書 2 2 3 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 2 回） 資料 2
- 文書 2 2 4 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 2 回） 資料 3
- 文書 2 2 5 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 2 回） 議事概要（発言者名なし）
- 文書 2 2 6 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 2 回） 議事概要（発言者名あり）
- 文書 2 2 7 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 2 回） 貼り出し
- 文書 2 2 8 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 2 回） H P 公表
- 文書 2 2 9 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 3 回）出席に係る経費の支出について
- 文書 2 3 0 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 3 回） 議事次第
- 文書 2 3 1 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 3 回） 配席図
- 文書 2 3 2 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 3 回） 事後対外応答要領
- 文書 2 3 3 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 3 回） 議事進行要領
- 文書 2 3 4 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 3 回） 局長冒頭発言案
- 文書 2 3 5 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 3 回） 議論の主な視点
- 文書 2 3 6 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 3 回） 資料 1
- 文書 2 3 7 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 3 回） 資料 2

- 文書 2 3 8 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 3 回） 資料 3
- 文書 2 3 9 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 3 回） 資料 4
- 文書 2 4 0 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 3 回） 資料 5
- 文書 2 4 1 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 3 回） 議事概要（発言者名なし）
- 文書 2 4 2 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 3 回） 議事概要（発言者名あり）
- 文書 2 4 3 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 3 回） 貼り出し
- 文書 2 4 4 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 3 回） HP 公表
- 文書 2 4 5 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 4 回）出席に係る経費の支出について
- 文書 2 4 6 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 4 回） 議事次第
- 文書 2 4 7 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 4 回） 配席図
- 文書 2 4 8 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 4 回） 事後対外応答要領
- 文書 2 4 9 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 4 回） 議事進行要領
- 文書 2 5 0 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 4 回） 局長冒頭発言案
- 文書 2 5 1 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 4 回） 議論の主な視点
- 文書 2 5 2 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 4 回） 資料 1
- 文書 2 5 3 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 4 回） 資料 2
- 文書 2 5 4 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 4 回） 資料 3
- 文書 2 5 5 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 4 回） 議事概要（発言者名なし）
- 文書 2 5 6 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 4 回） 議事概要（発言者名あり）

文書 2 5 7 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 4 回） 貼り出し

文書 2 5 8 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 4 回） H P 公表

文書 2 5 9 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 5 回）出席に係る経費の支出について

文書 2 6 0 「新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換」に関する旅行依頼等について

文書 2 6 1 旅費精算請求書

文書 2 6 2 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 5 回） 議事次第

文書 2 6 3 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 5 回） 配席図

文書 2 6 4 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 5 回） 事後対外応答要領

文書 2 6 5 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 5 回） 議事進行要領

文書 2 6 6 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 5 回） 局長冒頭発言案

文書 2 6 7 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 5 回） 議論の主な視点

文書 2 6 8 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 5 回） 資料 1

文書 2 6 9 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 5 回） 資料 2

文書 2 7 0 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 5 回） 議事概要（発言者名なし）

文書 2 7 1 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 5 回） 議事概要（発言者名あり）

文書 2 7 2 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 5 回） 貼り出し

文書 2 7 3 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 5 回） H P 公表

文書 2 7 4 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 6 回）出席に係る経費の支出について

文書 2 7 5 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 6 回） 議事次第

文書 2 7 6 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交

- 換（第6回） 配席図
- 文書277 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第6回） 事後対外応答要領
- 文書278 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第6回） 議事進行要領
- 文書279 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第6回） 局長冒頭発言案
- 文書280 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第6回） 議論の主な視点
- 文書281 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第6回） 資料1
- 文書282 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第6回） 資料2
- 文書283 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第6回） 議事概要（発言者名なし）
- 文書284 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第6回） 議事概要（発言者名あり）
- 文書285 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第6回） 貼り出し
- 文書286 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第6回） HP公表
- 文書287 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第7回）出席に係る経費の支出について
- 文書288 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第7回） 議事次第
- 文書289 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第7回） 配席図
- 文書290 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第7回） 事後対外応答要領
- 文書291 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第7回） 議事進行要領
- 文書292 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第7回） 局長冒頭発言案
- 文書293 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第7回） 議論の主な視点
- 文書294 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第7回） 資料1
- 文書295 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交

- 換（第7回） 資料2
- 文書296 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第7回） 資料3
- 文書297 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第7回） 資料4
- 文書298 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第7回） 議事概要（発言者名なし）
- 文書299 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第7回） 議事概要（発言者名あり）
- 文書300 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第7回） 貼り出し
- 文書301 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第7回） HP公表
- 文書302 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第8回）出席に係る経費の支出について
- 文書303 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第8回） 議事次第
- 文書304 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第8回） 配席図
- 文書305 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第8回） 事後対外応答要領
- 文書306 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第8回） 議事進行要領
- 文書307 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第8回） 局長冒頭発言案
- 文書308 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第8回） 議論の主な視点
- 文書309 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第8回） 資料1
- 文書310 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第8回） 資料2
- 文書311 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第8回） 資料3
- 文書312 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第8回） 資料4
- 文書313 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第8回） 議事概要（発言者名なし）
- 文書314 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交

- 換（第8回） 議事概要（発言者名あり）
- 文書3 1 5 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第8回） 貼り出し
- 文書3 1 6 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第8回） H P 公表
- 文書3 1 7 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第9回）出席に係る経費の支出について
- 文書3 1 8 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第9回） 議事次第
- 文書3 1 9 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第9回） 配席図
- 文書3 2 0 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第9回） 事後対外応答要領
- 文書3 2 1 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第9回） 議事進行要領
- 文書3 2 2 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第9回） 局長冒頭発言案
- 文書3 2 3 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第9回） 議論の主な視点
- 文書3 2 4 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第9回） 資料1
- 文書3 2 5 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第9回） 資料2
- 文書3 2 6 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第9回） 資料3
- 文書3 2 7 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第9回） 資料4
- 文書3 2 8 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第9回） 資料5
- 文書3 2 9 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第9回） 議事概要（発言者名なし）
- 文書3 3 0 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第9回） 議事概要（発言者名あり）
- 文書3 3 1 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第9回） 貼り出し
- 文書3 3 2 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第9回） H P 公表
- 文書3 3 3 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交

- 換（第１０回）出席に係る経費の支出について
- 文書３３４ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１０回） 議事次第
- 文書３３５ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１０回） 配席図
- 文書３３６ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１０回） 事後対外応答要領
- 文書３３７ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１０回） 議事進行要領
- 文書３３８ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１０回） 局長冒頭発言案
- 文書３３９ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１０回） 議論の主な視点
- 文書３４０ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１０回） 資料１
- 文書３４１ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１０回） 資料２
- 文書３４２ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１０回） 資料３
- 文書３４３ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１０回） 議事概要（発言者名なし）
- 文書３４４ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１０回） 議事概要（発言者名あり）
- 文書３４５ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１０回） 貼り出し
- 文書３４６ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１０回） ＨＰ公表
- 文書３４７ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１１回）出席に係る経費の支出について
- 文書３４８ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１１回） 議事次第
- 文書３４９ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１１回） 配席図
- 文書３５０ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１１回） 事後対外応答要領
- 文書３５１ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１１回） 議事進行要領
- 文書３５２ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交

- 換（第１１回） 局長冒頭発言案
- 文書３５３ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１１回） 議論の主な視点
- 文書３５４ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１１回） 資料１
- 文書３５５ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１１回） 資料２
- 文書３５６ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１１回） 議事概要（発言者名なし）
- 文書３５７ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１１回） 議事概要（発言者名あり）
- 文書３５８ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１１回） 貼り出し
- 文書３５９ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１１回） ＨＰ公表
- 文書３６０ 日本維新の会 外務安保部会（令和４年４月７日） 国家安全保障戦略，防衛大綱，中期防衛力整備計画について
- 文書３６１ 日本維新の会 外務安保部会（令和４年４月７日） 我が国の防衛政策
- 文書３６２ 日本維新の会 外務安保部会（令和４年４月７日） 防衛力の抜本的強化に向けて
- 文書３６３ 新たな国家安全保障戦略等の策定に向けた提言（令和４年４月２６日 自由民主党）
- 文書３６４ 関連資料１
- 文書３６５ 関連資料２
- 文書３６６ 関連資料３
- 文書３６７ 関連資料４
- 文書３６８ 関連資料５
- 文書３６９ 国家安全保障会議資料【四大臣会合】（令和３年１１月２６日）
- 文書３７０ 国家安全保障会議資料【四大臣会合】（令和３年１２月２８日）
- 文書３７１ 国家安全保障会議資料【四大臣会合】（令和４年４月８日）
- 文書３７２ 国家安全保障会議資料【四大臣会合】（令和４年６月２日）
- 文書３７３ 幹事会資料

別表 1 (原処分で不開示とした部分及び不開示とした理由)

番号	文書番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 6	4 枚目の一部	職員の直通電話番号及び携帯電話番号が記載されており、これらは国の機関が行う事務に関する情報であり、これらを公にした場合、いたずらや業務妨害等を目的とした電話、電信等を容易ならしめ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法 5 条 6 号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書 7	5 枚目の一部	
	文書 8	5 枚目の下部	
	文書 9	5 枚目の一部	
	文書 1 0	3 枚目の一部	
	文書 1 1	2 枚目の一部	
	文書 1 2	1 枚目の下部	
	文書 1 3	4 枚目及び 5 枚目の一部	
	文書 1 4	4 枚目の一部	
	文書 1 5	5 枚目の一部	
	文書 1 6	2 枚目の一部	
	文書 1 7	4 枚目下部及び 5 枚目の一部	
	文書 1 8	3 枚目の下部	
	文書 1 9	3 枚目の一部	
	文書 2 0	9 枚目の一部	
	文書 2 1	8 枚目の一部	
	文書 2 2	1 0 枚目の一部	
	文書 2 3	9 枚目の一部	
	文書 2 4	5 枚目の下部	
	文書 2 6	9 枚目の一部	
	文書 2 9	8 枚目の一部	
	文書 3 1		
	文書 3 2	2 枚目， 3 枚目及び 4 枚目の一部	
	文書 3 3		
	文書 3 7	3 枚目の一部	
	文書 3 8		
	文書 3 9	1 0 枚目の一部	
文書 4 0	7 枚目の下部		
文書 4 1	6 枚目の一部		
文書 4 2	8 枚目の一部		

文書 4 4	7 枚目の下部
文書 4 7	6 枚目の一部
文書 4 8	
文書 5 0	4 枚目の下部
文書 5 1	3 枚目の一部
文書 5 2	
文書 5 3	
文書 5 4	
文書 5 5	2 枚目の一部
文書 6 2	2 枚目, 3 枚目, 4 枚目, 6 枚目, 7 枚目及び8 枚目の一部
文書 7 0	5 枚目の下部
文書 8 3	4 枚目の一部
文書 1 0 0	7 枚目及び8 枚目の一部
文書 1 0 1	3 枚目の一部
文書 1 0 2	8 枚目の一部
文書 1 0 7	5 枚目の一部
文書 1 0 8	4 枚目の一部
文書 1 0 9	1 枚目の一部
文書 1 1 0	3 枚目の一部
文書 1 1 2	
文書 1 1 3	3 枚目及び4 枚目の一部
文書 1 2 9	4 枚目の一部
文書 1 3 2	1 枚目の一部
文書 1 3 4	3 枚目及び4 枚目の一部
文書 1 3 5	
文書 1 3 6	
文書 1 3 7	5 枚目の一部
文書 1 3 8	4 枚目及び5 枚目の一部
文書 1 3 9	5 枚目の一部

文書 1 4 0	3 枚目の一部	
文書 1 4 1		
文書 1 4 3		
文書 1 4 4	6 枚目の一部	
文書 1 4 6	5 枚目の一部	
文書 1 4 8		
文書 1 5 0	4 枚目の一部	
文書 1 5 2	3 枚目の一部	
文書 1 5 3	5 枚目の一部	
文書 1 5 6	4 枚目及び 5 枚目の一部	
文書 1 5 8	4 枚目の下部	
文書 1 5 9	7 枚目の一部	
文書 1 6 0	5 枚目の一部	
文書 1 6 7	9 枚目の一部	
文書 1 6 8	6 枚目の一部	
文書 1 6 9	8 枚目の一部	
文書 1 7 0	1 3 枚目の一部	
文書 1 7 1	6 枚目及び 7 枚目の一部	
文書 1 7 8	4 枚目及び 5 枚目の一部	
文書 1 7 9	7 枚目の一部	
文書 2 7 4	1 枚目及び 6 枚目の一部	職員の直通電話番号又は内線番号が記載されている。これらは，国の機関が行う事務に関する情報であり，これらを公にした場合，いたずらや業務妨害等を目的とした電話，電信等を容易ならしめ，行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから，法 5 条 6 号に定める不開示情報に該当するため，不開示とした。
文書 2 8 7		
文書 3 0 2		
文書 3 1 7		
文書 3 3 3		
文書 3 4 7		

	文書 2 0 1	1 枚目の一部	職員の直通電話番号が記載されている。これらは，国の機関が行う事務に関する情報であり， これらを公にした場合， いたずらや業務妨害等を目的とした電話， 電信等を容易ならしめ， 行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから， 法 5 条 6 号に定める不開示情報に該当するため， 不開示とした。
	文書 2 1 2		
	文書 2 2 7		
	文書 2 4 3		
	文書 2 5 7		
	文書 2 7 2		
	文書 2 8 5		
	文書 3 0 0		
	文書 3 1 5		
	文書 3 3 1		
	文書 3 4 5		
	文書 3 5 8		
	文書 5 8	1 枚目の一部	職員の携帯電話番号が記載されており， これらは国の機関が行う事務に関する情報であり， これらを公にした場合， いたずらや業務妨害等を目的とした電話， 電信等を容易ならしめ， 行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから， 法 5 条 6 号に定める不開示情報に該当するため， 不開示とした。
	文書 7 2	2 枚目の一部	
	文書 8 0		
	文書 8 4	1 枚目の一部	
	文書 1 1 1	2 枚目の一部	
	文書 1 1 5	4 枚目の一部	
	文書 1 2 6	1 枚目の一部	
	文書 1 5 1	2 枚目の一部	
	文書 2 0 3	1 枚目の一部	職員の内線番号が記載されている。これらは，国の機関が行う事務に関する情報であり， これらを公にした場合， いたずらや業務妨害等を目的とした電話， 電信等を容易ならしめ， 行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから， 法 5 条 6 号に定める不開示情報に該当するため， 不開示とした。
	文書 2 1 4		
	文書 2 2 9		
	文書 2 4 5		
	文書 2 5 9		
	文書 2 6 0		
2	文書 2 0 3	6 枚目ないし 8 枚目	職員の I D が記載されてい

			る。これらは、国の機関が行う事務に関する情報であり、これらを公にした場合、いたずらや業務妨害等を目的とした電信等を容易ならしめ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法5条6号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
3	文書8	1枚目の一部及び5枚目の上部	議員レク時の議員とのやり取りに係る情報が記載されており、これらは、各議員に係る個人に関する情報であり、これらを公にした場合、個人の権利利益を害するおそれがある。また、これらは、公になっていない議員の活動に関する情報であるところ、これらを公にした場合、議員等との信頼関係が損なわれ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから法5条1号及び6号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書12	1枚目の一部	
	文書17	1枚目の一部及び4枚目の上部	
	文書18	1枚目の一部及び3枚目の上部	
	文書20	1枚目の一部	
	文書21		
	文書22		
	文書23		
	文書24	1枚目の一部及び5枚目の上部	
	文書26	1枚目の一部	
	文書32		
	文書33		
	文書34		
	文書36		
	文書40	1枚目の一部及び7枚目の上部	
	文書41	1枚目の一部	
文書44	1枚目の一部及び7枚目の上部		
文書45	1枚目の一部		
文書46			
文書50	1枚目の一部及び4枚目の上部		

	文書 5 1	1 枚目の一部	
	文書 5 5		
	文書 5 9		
	文書 6 0		
	文書 6 1		
	文書 6 2		
	文書 6 3		
	文書 6 4		
	文書 6 6		
	文書 6 8		
	文書 6 9		
	文書 7 0	1 枚目の一部及び 5 枚目の上部	
	文書 7 1	1 枚目の一部	
	文書 7 2		
	文書 7 9		
	文書 8 0		
	文書 9 3		
	文書 9 8		
	文書 1 1 1		
	文書 1 1 4		
文書 1 1 5	1 枚目及び 4 枚目の一部		
文書 1 2 0	1 枚目の一部		
文書 1 2 1			
文書 1 2 2			
文書 1 2 5			
文書 1 2 8			
文書 1 3 0			
文書 1 3 1			
文書 1 5 8	1 枚目の一部及び 4 枚目の上部		
文書 1 6 7	1 枚目の一部		
4	文書 1 8 0	1 枚目の「2. 」	従前詳細を公にしていない国家安全保障会議の開催場所が
	文書 1 8 1		

	文書 1 8 2		記載されている。これらを公にした場合、今後の国家安全保障会議の開催場所を推察され、今後の開催に際し、敵対する勢力等からの妨害及び対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれがある。以上のことから、法 5 条 3 号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書 1 8 3		
	文書 1 8 4		
	文書 1 8 5		
	文書 1 8 6		
	文書 1 8 7		
	文書 1 8 8		
	文書 1 8 9		
	文書 1 9 0		
	文書 1 9 1		
	文書 1 9 2		
	文書 1 9 3		
5	文書 2 0 3	3 枚目, 5 枚目, 6 枚目及び 1 2 枚目の一部	従前公にされていない庁舎内部の執務区画の仔細に関する情報が記載されている。これらを公にした場合、敵対する勢力等からの妨害等を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれがある。また、これらは、国の機関が行う事務に関する情報であり、これらを公にした場合、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法 5 条 3 号及び 6 号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書 2 2 9	3 枚目, 5 枚目及び 7 枚目の一部	
	文書 2 3 1	1 枚目の一部	
	文書 2 4 5	3 枚目, 5 枚目及び 7 枚目の一部	
	文書 2 4 7	1 枚目の一部	
	文書 2 5 9	3 枚目, 5 枚目及び 7 枚目の一部	
	文書 2 6 0	2 枚目の一部	
	文書 2 6 1	1 枚目及び 2 枚目の一部	
	文書 2 6 3	1 枚目の一部	
	文書 2 7 4	3 枚目, 5 枚目及び 7 枚目の一部	
	文書 2 7 6	1 枚目の一部	
	文書 2 8 7	3 枚目, 5 枚目及び 7 枚目の一部	
	文書 2 8 9	1 枚目の一部	
	文書 3 0 2	3 枚目, 5 枚目及び 7 枚目の一部	
	文書 3 0 4	1 枚目の一部	

	文書 3 1 7	3 枚目， 5 枚目及び 8 枚目の一部	
	文書 3 1 9	1 枚目の一部	
	文書 3 3 3	3 枚目， 5 枚目及び 7 枚目の一部	
	文書 3 3 5	1 枚目の左上	
	文書 3 4 2	1 枚目の一部	
	文書 3 4 7	3 枚目， 5 枚目及び 7 枚目の一部	
	文書 3 4 9	1 枚目の一部	
	文書 2 1 4	3 枚目， 5 枚目及び 7 枚目の一部	従前公にされていない官邸の 執務区画の仔細に関する情報 が記載されている。これらを 公にした場合， 敵対する勢力 等からの妨害等を容易ならし め， 国の安全が害されるおそ れがある。また， これらは， 国の機関が行う事務に関する 情報であり， これらを公にし た場合， 行政事務の適正な遂 行に著しく支障を及ぼすおそ れがある。以上のことから， 法 5 条 3 号及び 6 号に定める 不開示情報に該当するため， 不開示とした。
	文書 2 1 6	1 枚目及び 2 枚目の 一部	
6	文書 1 8 7	1 枚目の右上	文書の取扱区分等が記載され ている。これらを公にした場 合， 国家安全保障会議の各回 の議事内容等の秘匿度等が明 らかとなり， 我が国の安全保 障上の関心事項， 情報収集能 力等が推察され， 国の安全が 害されるおそれ， 他国又は国 際機関との信頼関係が損なわ れるおそれ及び他国又は国際 機関との交渉上不利益を被る おそれがある。以上のことか
	文書 1 8 8		
	文書 1 8 9		
	文書 1 9 0		
	文書 1 9 1		
	文書 1 9 2		
	文書 1 9 3		

			ら，法５条３号に定める不開示情報に該当するため，不開示とした。
7	文書２１６	２枚目の一部	従前公にしていない国家安全保障局における連絡手段の取扱いに関する情報が記載されている。これらを公にした場合，敵対する勢力等からの妨害等を容易ならしめ，国の安全が害されるおそれがある。また，これらは，国の機関が行う事務に関する情報であり，これらを公にした場合，行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから，法５条３号及び６号に定める不開示情報に該当するため，不開示とした。
	文書２１８	１枚目の一部	
8	文書１８７	１枚目の「４．」及び２枚目以降	国家安全保障会議における議事内容等が記載されている。これらを公にした場合，我が国の安全保障上の関心事項，情報収集能力等が推察されることとなり，敵対する勢力等からの妨害及び対抗措置を容易ならしめ，国の安全が害されるおそれ，他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ並びに他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがある。また，これらは，国の機関の内部における審議，検討及び協議に関する情報であり，これらを公にした場合，国家安全保障会議が行う今後の安全保障政策等の
	文書１８８		
	文書１８９		
	文書１９０		
	文書１９１		
	文書１９２		
	文書１９３		

			検討における率直な意見交換に支障を来すおそれ及び不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。以上のことから、法５条３号及び５号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
9	文書２０８	１枚目及び２枚目の一部	新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換における議事内容等が記載されている。これらを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項等が推察されることとなり、敵対する勢力等からの妨害及び対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれがある。また、これらは、国の機関の内部における審議、検討及び協議に関する情報であり、これらを公にした場合、政府が行う今後の安全保障政策等の検討における率直な意見の交換に支障を来すおそれ及び不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。以上のことから、法５条３号及び５号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書２０９	１枚目ないし６枚目の一部	
	文書２１０	１枚目ないし１３枚目の一部	
	文書２１１	１枚目及び２枚目の一部	
	文書２２１	１枚目の一部	
	文書２２２	１枚目の一部及び２枚目	
	文書２２３	１枚目の一部並びに２枚目及び３枚目	
	文書２２４	１枚目及び２枚目の一部	
	文書２２５	１枚目ないし１４枚目の一部	
	文書２２６	１枚目ないし３枚目の一部	
	文書２３５	１枚目の一部	
	文書２３６	１枚目ないし３枚目の一部	
	文書２３７	１枚目ないし７枚目	
	文書２３８	１枚目ないし１１枚目の一部	
	文書２３９	１枚目の一部及び２枚目	
	文書２４０	１枚目の一部及び２枚目	
	文書２４１	１枚目ないし６枚目	

		目， 1 3 枚目ないし 2 4 枚目， 2 6 枚 目， 2 7 枚目のそれ ぞれ一部及び 7 枚目 ないし 1 2 枚目， 2 5 枚目	
	文書 2 4 2	1 枚目及び 2 枚目の 一部	
	文書 2 5 1	1 枚目の一部	
	文書 2 5 2	1 枚目の一部及び 2 枚目ないし 8 枚目	
	文書 2 5 3	1 枚目ないし 1 1 枚 目の一部	
	文書 2 5 4	1 枚目の一部並びに 2 枚目及び 3 枚目	
	文書 2 5 5	1 枚目ないし 5 4 枚 目の一部	
	文書 2 5 6	1 枚目及び 2 枚目の 一部	
	文書 2 6 7	1 枚目の一部	
	文書 2 6 8	1 枚目ないし 4 枚目 の一部	
	文書 2 6 9	1 枚目の一部及び 2 枚目	
	文書 2 7 0	1 枚目ないし 7 枚目 の一部及び 8 枚目	
	文書 2 7 1	1 枚目及び 2 枚目の 一部	
	文書 2 8 0	1 枚目の一部	
	文書 2 8 1	1 枚目ないし 1 0 枚 目， 1 2 枚目， 1 5 枚目ないし 3 4 枚目 のそれぞれ一部， 1 1 枚目， 1 3 枚目及 び 1 4 枚目	
	文書 2 8 2	1 枚目ないし 3 枚目 の一部	

文書 2 8 3	1 枚目ないし 3 9 枚 目の一部
文書 2 8 4	1 枚目及び 2 枚目の 一部
文書 2 9 3	1 枚目の一部
文書 2 9 4	1 枚目ないし 4 枚目 の一部
文書 2 9 5	1 枚目ないし 2 6 枚 目の一部
文書 2 9 6	1 枚目ないし 8 枚目 の一部
文書 2 9 7	1 枚目ないし 3 枚目 の一部
文書 2 9 8	1 枚目ないし 4 3 枚 目の一部
文書 2 9 9	1 枚目及び 2 枚目の 一部
文書 3 0 8	1 枚目の一部
文書 3 0 9	1 枚目ないし 1 3 枚 目の一部
文書 3 1 0	1 枚目の一部
文書 3 1 1	1 枚目ないし 3 枚目 の一部
文書 3 1 2	1 枚目ないし 6 1 枚 目の一部
文書 3 1 3	1 枚目ないし 7 7 枚 目の一部
文書 3 1 4	1 枚目ないし 3 枚目 の一部
文書 3 2 3	1 枚目の一部
文書 3 2 4	1 枚目ないし 3 枚目 の一部
文書 3 2 5	1 枚目の一部及び 2 枚目
文書 3 2 6	1 枚目ないし 8 枚目 の一部
文書 3 2 7	1 枚目ないし 3 枚目

		の一部	
	文書 3 2 8	1 枚目ないし 5 枚目の一部	
	文書 3 2 9	1 枚目ないし 3 枚目， 6 枚目， 8 枚目ないし 1 9 枚目の一部， 並びに 4 枚目， 5 枚目及び 7 枚目	
	文書 3 3 0	1 枚目の一部及び 2 枚目の一部	
	文書 3 3 9	1 枚目の一部	
	文書 3 4 0	1 枚目ないし 9 枚目の一部	
	文書 3 4 1	1 枚目ないし 1 0 枚目の一部	
	文書 3 4 2	1 枚目ないし 4 4 枚目の一部	
	文書 3 4 3	1 枚目の一部	
	文書 3 4 4		
	文書 3 5 3		
	文書 3 5 4	1 枚目ないし 6 枚目の一部	
	文書 3 5 5	1 枚目の一部	
	文書 3 5 6	1 枚目ないし 1 0 枚目の一部	
	文書 3 5 7	1 枚目ないし 3 枚目の一部	
1 0	文書 2 0 3	4 枚目の一部	有識者への諸謝金に関する情報が記載されている。これらは，各有識者に係る個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものであり，これらを公にした場合，個人の権利利益を害するおそれがある。なお，個々の有識者への支払金額は公に
	文書 2 1 4		
	文書 2 2 9		
	文書 2 4 5		
	文書 2 5 9		
	文書 2 7 4		
	文書 2 8 7		
	文書 3 0 2		
	文書 3 1 7		

	文書 3 3 3		していないことから，これらの情報は法 5 条 1 号イの「法令の規定により又は慣行として公にされ，又は公にすることが予定されている情報」に該当せず，また同号ロ及びハにも該当しない。以上のことから，法 5 条 1 号に定める不開示情報に該当するため，不開示とした。
	文書 3 4 7		
	文書 2 0 3	8 枚目及び 1 1 枚目の一部	有識者本人の生年，現住所・電話番号・メールアドレス・謝金振込口座，学歴・職歴及びそれらの関連情報である。これらは，各有識者に係る個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものであり，これらを公にした場合，個人の権利利益を害するおそれがある。また，これらの情報は法 5 条 1 号イ，ロ及びハにも該当しない。以上のことから，法 5 条 1 号に定める不開示情報に該当するため，不開示とした。
	文書 2 6 0	4 枚目及び 5 枚目の一部	
	文書 2 6 1	1 枚目ないし 4 枚目の一部	
	文書 3 4 2	1 枚目の一部	有識者本人の職歴に関する情報が記載されている。これらは，各有識者に係る個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものであり，これらを公にした場合，個人の権利利益を害するおそれがある。また，これらの情報は法 5 条 1 号イ，ロ及びハにも該当しない。以上のことから，法 5 条 1 号に定める不開示情報に該当するた

			め、不開示とした。
1 1	文書 3 3 5	1 枚目の右下	有識者の随行者氏名が記載されている。これは、随行者に係る個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、これらを公にした場合、個人の権利利益を害するおそれがある。なお、これらの情報は法 5 条 1 号イの「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当せず、また同号ロ及びハにも該当しない。以上のことから、法 5 条 1 号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
1 2	文書 3 6 4	全部	公にすることを前提としない文書であり、具体的な検討の経緯、協議の内容、それらの内容の推認を可能とする情報が記載されている。これらを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項、情報収集能力等が推察されることとなり、敵対する勢力等からの妨害や対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれ、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがある。また、国の機関の内部における審議、検討及び協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の
	文書 3 6 5		
	文書 3 6 6		
	文書 3 6 7		
	文書 3 6 8		

			交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ及び不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。以上のことから、当該文書は、法5条3号及び5号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
13	文書369	全部	国家安全保障会議において席上回収とした、公にすることを前提としない文書であり、具体的な検討の経緯、協議の内容、それらの内容の推認を可能とする情報が記載されている。これらを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項、情報収集能力等が推察されることとなり、敵対する勢力等からの妨害や対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれ、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがある。また、国の機関の内部における審議、検討及び協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。以上のことから、当該文書は、法5条3号及び5号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書370		
	文書371		
	文書372		
14	文書373	全部	幹事会において席上回収とし

		た，公にすることを前提としない文書であり，具体的な検討の経緯，協議の内容，それらの内容の推認を可能とする情報が記載されている。これらを公にした場合，我が国の安全保障上の関心事項，情報収集能力等が推察されることとなり，敵対する勢力等からの妨害や対抗措置を容易ならしめ，国の安全が害されるおそれ，他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがある。また，国の機関の内部における審議，検討及び協議に関する情報であって，公にすることにより，率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ，不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。以上のことから，当該文書は，法５条３号及び５号に定める不開示情報に該当するため，不開示とした。
--	--	---

※当審査会事務局において整理した。

別表 2（開示すべき部分）

番号	文書番号	開示すべき部分
1	文書 2 3 7	1 枚目ないし 7 枚目の各 1 行目
2	文書 2 4 1	6 枚目ないし 1 2 枚目の各 1 行目
3	文書 2 6 0	5 枚目の生年部分を除く全て
4	文書 3 1 3	1 8 枚目の 4 行目及び 5 行目